

# 介護福祉士養成校の外国人留学生が抱える生活課題の 実態把握と課題に対する考察

黛 真 人

学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター 客員研究員  
群馬パース大学福祉専門学校

**Understanding, what International students have the actual situation of daily life problems  
and consideration for this problems at care worker training school**

Mayuzumi Masato

Vocational education center of research and development  
Gunma Paz Professional Care Workers Training College

**要旨：**介護福祉士養成校に入学する外国人留学生が増えている。だが、入学後に学校に来られなくなってしまう、学校に来ても授業に集中することが難しい外国人留学生がいる。

その理由、背景にはどのようなことがあるのだろうか。日本で生活するうえでの悩みや大変だと感じることを聞き、理解することが教育を担う教員として必要ではないかと感じ、外国人留学生に対してアンケート調査を行った。生活するうえで問題になるのは「お金」や「言葉」であり、具体的にどのような場面で困り、どのように生活しているのか明らかになった。お金や言葉の問題を解決するために、教員として理解しておかなければならない制度がある。教員が制度を理解した上でどのようなことに困っているのかを考え、真剣に向き合うことで外国人留学生との相談しやすい関係性を築くことが生活課題を解決するための大切な要素の一つであると気づかされた。

**キーワード：**外国人留学生、生活課題、経済的負担、留学生に関係する制度

## 1. 背景並びに目的

介護人材不足に対する対応の1つとして、2016年11月に出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が成立し、外国人の在留資格に「介護」が追加された<sup>1)</sup>。在留資格「介護」の対象者は介護福祉士養成校を卒業し、介護福祉士を取得した者となっている。介護福祉士の資格取得については、2021年度まで特例措置として介護福祉士養成校を卒業すれば国家試験を受験しなくても5年間は得ることができる。そのため、2017年以降、介護福祉士養成校に入学する外国人留学生（以下、留学生）が増えてい

る<sup>2)</sup>。だが、入学後に学校に来られなくなってしまう、学校に来ても授業に集中することが難しい留学生がいる。

その理由、背景にはどのようなことがあるのだろうか。学生として、また、日本で生活する生活者としての悩みや大変だと感じることを聞き、理解することが教育を担う教員として必要ではないかと感じ、留学生に対してアンケート調査を行った。

## 2. 研究の目的

留学生が日本で生活するうえでの一番の困りごとは

表1 介護福祉士養成施設への入学者数と外国人留学生の推移（平成26年度から平成30年度）

年度（平成）	26年度 2014年	27年度 2015年	28年度 2016年	29年度 2017年	30年度 2018年
養成施設数（課程）	406	379	401	396	386
入学定員数（人）	18,041	17,769	16,704	15,891	15,506
入学者数（人）	10,392	8,884	7,752	7,258	6,856
うち離職者訓練受け入れ数	1,911	1,626	1,435	1,307	867
外国人留学生数（人・国数）	17 (5)	94 (9)	257 (15)	591 (16)	1,142 (20)
定員充足率（%）〔全体〕	57.5	50.0	46.4	45.7	44.2

(注) 養成課程数は募集停止校を含む。

出典：日本介護福祉士養成施設協会

学費や生活費など「お金」ではないかという仮説のもと、経済的な面に焦点をあてた質問を中心に調査を行い生活課題を明らかにすることで、今後、在留資格「介護」を取得するために介護福祉士養成校に入学を希望する留学生に対して準備をしておいたほうが良いこと、生活上でどのような困りごとが生じるかイメージを持ってもらう。また、実際に起きてしまった際の対応方法を事前に考え、備えておく参考にしてもらい、安心して学校生活を過ごしてほしい。

多様な留学生を受け入れる介護福祉士養成校の教員としても、学業のみを指導するのではなく生活面での課題を把握し、理解しておくことで、生活面での指導・助言を具体的に行うことが可能となるのではないかと考える。

### 3. 研究方法

#### 1) 研究対象者

介護福祉士養成校であるA専門学校に通う留学生42名を対象とし、内15名から調査協力及び回答を得られた。倫理的配慮として、調査への協力は任意であり、回答の有無により学業や成績への影響は一切ないことを伝え実施。国別の内訳としてはインドネシア9名、フィリピン3名、ネパール1名、スリランカ2名となっている。15名の留学生の日本への在留月の平均は30カ月となっている。

#### 2) 調査方法

他記式面接調査法によるアンケート調査を実施。経済的な面に焦点をあてた質問が多いため、答えたくない内容については答えなくて良い旨を伝えた。留学生によっては日本語の文字で自分の考え、思い

を表現することが難しい学生もいるため、調査者がアンケート用紙の設問を読み、回答を調査者が記入する方法とした。設問の意味がわからない、言葉がわからない学生については、理解できるように表現方法を変えて説明を行うようにした。

### 4. 留学生に関係する制度等

#### 1) 介護福祉士修学資金貸付制度

各都道府県の社会福祉協議会が貸付事業の実施主体となっており、月額5万円以内（年間60万円以内）、初年度に限り入学準備金、卒業時には就職準備金としてそれぞれさらに20万円以内を借り入れが可能である。なお、借り入れた修学資金に対する利子は無利子となっている。借り入れた修学資金については、貸付けを受けた都道府県内で、5年間介護又は相談援助の業務に従事した場合、返還が免除される<sup>3)</sup>。

介護福祉士修学資金貸付制度を利用するためには、借入申込者（学生）に対して連帯保証人が必要となる。連帯保証人については2名または1法人が担うことが可能である。法人については、

- ①借入申込者が在学する介護福祉士養成施設を運営する法人
- ②借入申込者の就労先（内定を含む）が返還免除対象業務に従事することができる施設である場合、その施設等を運営する法人

となっている。A専門学校においては連帯保証人は②の就労先の法人に担っていただいているのが多数である。

修学資金の借入は、学生からすると学費の支払いに充当することができ、大変ありがたい制度であると言えるが問題となる点もある。留学生が連帯保証人になっていたいただく法人（施設）を自力で探し、お

願いすることは困難である場合が多いため、介護福祉士養成施設として仲介し連帯保証人になっていたりするか対応することが求められる。注意すべき点があり、連帯保証人となった法人（施設）において、対象の留学生は必ず働くなければならないものではない、ということである。在学期間中のアルバイトや卒業後の労働を契約するものではなく、仮に連帯保証人になる代わりにアルバイトや就職を約束させると労働基準法第16条の賠償予定の禁止及び第17条の前借金相殺の禁止等に抵触する可能性が極めて高くなる<sup>4)</sup>。奨学金の連帯保証人になると労働契約を結ぶことは別の話であり、留学生が他の介護施設等でアルバイトをすること、他の介護施設で就職することを妨げてはならないという点である。学生と連帯保証人になる法人の問題である、と介護福祉士養成施設が間に入らないことで起こる問題もあるため、修学資金の申請の際には制度を理解したうえで留学生の対応をすることが必要である。

## 2) 国民年金

留学生とはいって、日本で生活をするため国民年金の支払いが発生する。国民年金の支払い義務が生じるのは日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満となっており、学生については第1号被保険者となる。

外国人留学生には国民年金の支払い義務が生じることを理解することは難しく、督促状が届いてからこの書類は何か、と学校に持ってくる学生もいる。ちなみに令和元年度の保険料額は1ヶ月1万6410円、年額19万6920円となっている。学生の国民年金の支払いについては、前年の所得が118万円+扶養親族等の数×38万円以下の場合には国民年金保険料の支払いが猶予となる学生納付特例制度に該当する<sup>5)</sup>。日本人でも制度を理解することが難しい内容を留学生が理解し、申請を個人で行うことは難しいと思われる。介護福祉士養成施設として年金事務所に申請を行い、学生納付特例の代行事務を行う許認可を受けることで対象校学生納付特例の対象となる学生の国民年金支払い猶予の申請を学校がまとめて行うことが可能となる。留学生が多く在籍する介護福祉士養成施設の教員は、勤務している学校が、学生納付特例対象校となっているのかを把握することが必要である。

## 3) 国民健康保険料

日本は国民健康保険法第5条の規定により国民皆保険制度という保険制度で医療を受けることができている。留学生であっても日本での滞在が3ヶ月を超える場合は医療保険制度に加入することが必要である。加入しない場合に問題となるのが、保険証がなく怪我や病気の際に医療機関を受診する場合に、10割負担で支払いをすることとなる点である。

国民健康保険は各市区町村ごとに運営されているため、全国一律の保険料ではないが、学生の年収を100万円と仮定すると国民健康保険料の年額平均は約6万1千円、月額5千円程となる（39歳以下の単身者で想定）。支払いが数か月滞ることで、数万円の督促がある日届き、気が付く学生はまだよいが、書類の中身を理解できずに放置しておくと支払いが困難になることは容易に想像できる。

入学時、可能であれば入学前に健康保険証を持っているかの確認が介護福祉士養成施設として必要である。健康保険証の有効期間についても確認が必要であり、有効期間を過ぎている場合には新しいものが届いていないか、または保険料の未納があり届かないのかを確認する必要がある。

## 4) 道府県民税と市町村民税（住民税）の支払い

地方税法に基づき1年以上日本で生活をし、前年の所得が基準以上であり、その年の1月1日の居住地に支払う税金である。住民税は前年の所得をもとに算出される「所得割」と住民全員に均等に課税される「均等割」の二つが含まれる。「所得割」については所得に応じて変動し、「均等割」については自治体により差があるが、5000円～6000円程度となる。

## 5) 留学生のアルバイトに関する決まり

勉学を行うために与えられるのが在留資格「留学」であり、働くことを目的としているわけではない。しかし、アルバイトを行わなければ生活ができない留学生もいる。アルバイトを行うには、出入国在留管理庁にて「資格外活動」の申請及び許可を得ることで可能となる。だが、アルバイトが可能な時間に決まりがあり学則等で定める授業期間中は週28時間以内、長期休業期間中に関しては週40時間以内となっている。また、許可されるアルバイトの業

種に決まりがあり、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条に定義されている風俗営業に該当するものは認められない。具体的には、ゲームセンター、スナック、キャバレー、パチンコ店、麻雀店などであり、風俗営業に該当する店舗での清掃等でも認められないため注意が必要である。

資格外活動の規則に違反した場合には、200万円以下の罰金、退去強制、在留資格延長不可、資格外活動許可の取り消しなどの罰則の対象となる。留学生を守るために、どこでアルバイトをしているのか、時間を守っているかの把握・確認についてはある程度必要である。

## 5. 結果

調査結果として、図1より留学生の全員が言葉に困った、次いでお金、病院に受診する際、ストレスで困ったとの回答が得られた。

だが、その中で一番困ったことは何かとの質問に對して、図2より留学生が日本での生活で一番困っていると感じていることは「お金」であった。「言葉」については全員が困ったことがあるとの回答が得られたが、携帯電話や電子辞書を使って調べることで生活するうえでは大きな問題にならない。お金については、15名の平均月収が8万5600円であり、平均家賃が1万9800円となっている（学生寮で生活する者を除く）。お金に関しては、どのような場面で困った又は負担に感じているのかを図3で示した。

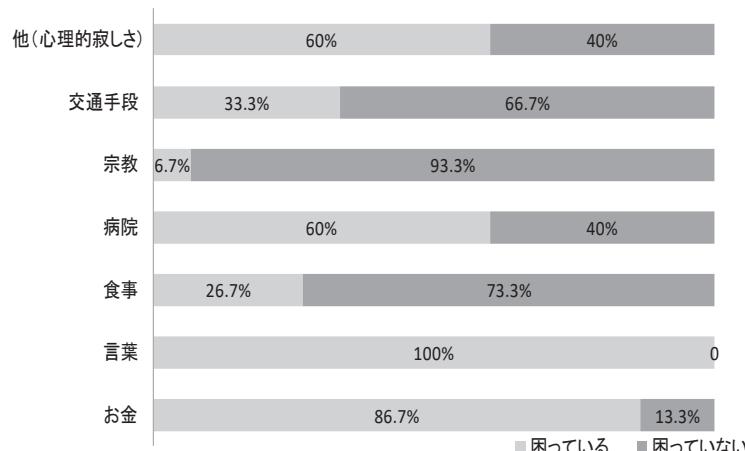


図1 留学生の生活上の困りごと

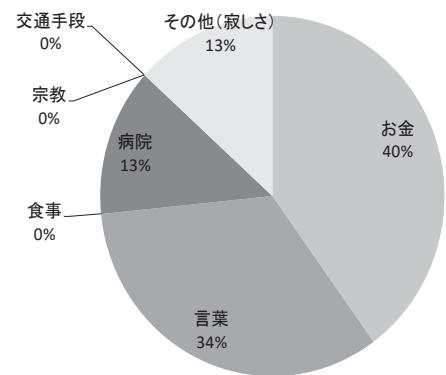


図2 留学生が生活上一番困っていること

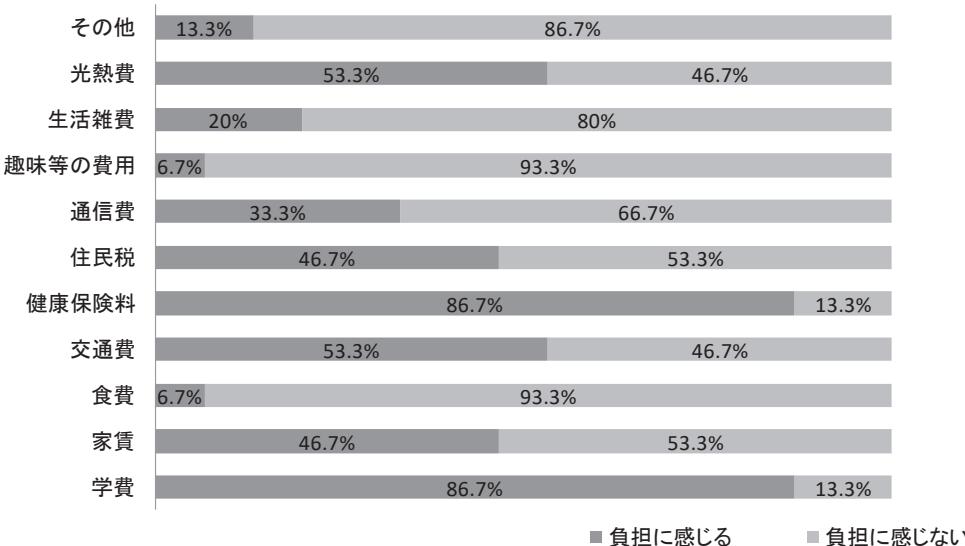


図3 留学生が経済的に負担に感じること

一番多かったのが学費と健康保険料の支払いである。趣味にお金をかける学生はほとんどおらず、趣味にお金をかける余裕はない、学校とアルバイトだけで時間がないとの回答だった。

経済的な面とは異なるが、生活上の困りごとがあった際に家族以外に相談にのってもらいたいか、との質問に対して9割の学生が「はい」と答えた。誰に相談にのってもらうかは「友人」が最も多いが、次いで「教員」となっている。友人には相談しやすいというのは容易に理解出来るが、根本的な解決に至らないことが多いと思われる。

困ったときに、留学生はどのように思ったのか、またどのようにして困難を乗り切ったのか聞き取りを行った結果が表2である。

## 6. 考察

8万5600円の月収で家賃・食事・交通費・学費を支払うと自由に使えるお金はいくらになるのだろう

うか。留学生とはいえ青春を謳歌したい若者が学業とアルバイトの日々で良いのだろうか。留学生からの意見でも聞かれた、1週間で28時間というアルバイトの時間は妥当な時間なのだろうか。時間数を増やせないのであれば、時給が高い業種というよりは時給が高い深夜帯に働く学生がいても何の不思議もない。介護福祉士養成施設として、留学生に日本で学業と生活を安心して送れるように国に対して声を上げていく必要があるのかもしれない。介護福祉士修学資金の月額5万円以内の上限を増額し、学業に支障がない程度にアルバイトを行い日本での生活を日本人と同じように趣味や楽しみをもって過ごせるようになってほしいと思う。介護人材の不足に対して国が外国人を積極的に受け入れようというのであれば、在留資格、労働場所を保障するのみではなく、生活ひいては労働以外の生活者としての時間についても保障が必要ではないだろうか。日本では介護という素晴らしい仕事をしながら、生活も不自由なく

表2 生活上困ったときの具体例と留学生の対処方法や意見

	困ったときの具体例	対処方法又は意見
お金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学費が払えない</li> <li>・税金や保険料が払えない</li> <li>・病気になってアルバイトができない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金は借りたほうがよい</li> <li>・家賃を一人で払うのは大変だから、友人と一緒に生活したほうがよい</li> <li>・時給が安いので生活が大変</li> <li>・アルバイトの時間が1週間で28時間では生活できない</li> <li>・友達から借りる</li> <li>・日本に来るとときにできるだけ貯金があったほうがよい</li> <li>・バイクや自動車の運転免許取得の費用が高い</li> </ul>
言葉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所や病院での説明がわからない</li> <li>・アルバイトの時にコミュニケーションが図れない</li> <li>・買い物の際に欲しいものを伝えられない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉の勉強は続けるほうがよい</li> <li>・わからない言葉は携帯電話で調べる</li> <li>・ジェスチャーを使うことで通じることもある</li> <li>・一人で行動しない</li> </ul>
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宗教上の理由で食べられる食材が限られていてその食材を売っている店が近くにない</li> <li>・日本の味付けになじめない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラルフードを売っている店を探す</li> <li>・母国の調味料を売っている店を探す</li> </ul>
病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院がどこにあるのかわからない</li> <li>・症状に応じてどこに受診してよいのかわからない</li> <li>・受診の方法がわからない</li> <li>・入院してしまったとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院に行かないで、母国から持ってきた薬を飲んでいる</li> <li>・母国の薬を売っている薬局をみつけておく</li> <li>・日本人と一緒に病院に行く。</li> <li>・日本の病院を受診したことがある友人と一緒に行く</li> <li>・受診方法や病院の場所を書いたメモのようなものがほしい</li> </ul>
宗教	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お祈りをする場所がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友人の家に集まって一緒にお祈りする</li> </ul>
交通手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切符の買い方がわからない</li> <li>・乗り換え方法がわからない</li> <li>・運行本数が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車があると便利</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族と会えなくて寂しい。</li> <li>・ストレスがたまるが、どう発散してよいかわからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族に電話をする</li> <li>・友人関係や学校の成績などのストレスについては、家族に話すと心配をかけてしまうので話さない</li> <li>・外の景色をみて気持ちを落ち着ける</li> </ul>

できることが外国人に伝わることでもっと多くの人が介護に携わるようになるだろう。さらに、生活が安定していれば日本で専門職としてさらに学びを深めたいと思う外国人も出てくるだろう。そのような向上心があり、意欲的な外国人と日本人が手を取り合い、新たな日本の介護の形を築いていくことも可能ではないだろうか。

今回の調査の結果を受け、「教員」に相談しやすい関係性を構築することで、日本の制度や言葉に関係する生活上の問題は解決されることもあるのではないかと考える。今回の調査についても、留学生との関係性が築けていれば、もう少し回答を得られたのではと考える。留学生のことを気にかけている、心配しているという教員の日々の何気ない声掛けが、関係性の構築のきっかけとなるのではないだろうか。

## 7. まとめ

日本で生活している中で困ったことを本音で答えていただいた留学生の声が、これから介護を学ぼうという留学生や今後留学生を受け入れる介護福祉士養成校の教職員の方に届き、参考になれば幸いである。また、介護福祉士養成校の教員の方に学問の教育だけではなく留学生の生活課題に関心をもってい

ただき、それぞれの地域での生活課題を把握し、留学生が日本で困ることなく生活できる環境を整えていただきたいと思う。

## 引用・参考文献

- 1) 出入国在留管理庁  
平成28年入管法改正について  
<http://www.immi-moj.go.jp/index.html> (アクセス日2020.5.1)
- 2) 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会  
[http://kaiyokyo.net/member/01\\_nyuugakusha\\_ryuugakusei.pdf](http://kaiyokyo.net/member/01_nyuugakusha_ryuugakusei.pdf) (アクセス日2020.5.1)
- 3) 厚生労働省  
介護福祉士等修学資金貸付制度について  
[https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/fukusijinzai\\_kakuho02/dl/01\\_0008.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/fukusijinzai_kakuho02/dl/01_0008.pdf) (アクセス日2020.5.1)
- 4) 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会「外国人介護人材を受け入れる介護施設職員のためのハンドブック」  
p. 17-20  
[http://kaiyokyo.net/news/03\\_handbook.pdf](http://kaiyokyo.net/news/03_handbook.pdf) (アクセス日2020.5.1)
- 5) 日本年金機構、国民年金保険料の学生納付特例制度  
<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html> (アクセス日2020.5.1)
- 6) 八子久美子、菊池みほ「介護福祉士養成校における外国人留学生の教育と支援」敬心・研究ジャーナル2 (1) (2018) pp. 117-120

受付日：2020年5月8日